



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2023 年 10 月 26 日

「LT 会」会報第 23-11 号（総 251 号）

LT グループ

企業の安全生産費用について

2022 年 11 月 21 日付け財政部・应急管理部は『中華人民共和国安全生産法』等の法律法規に基づき、2012 年に発行した『企業の安全生産費用の抽出と使用管理弁法』（以下『管理弁法』という）を改正し、公表した。この『管理弁法』は特定業種に属する企業が前年度売上高に基づき、企業安全生産費用を計上することを要求している。

一、企業の安全生産費用の基本紹介及び支出範囲

「企業安全生産費用」とは、企業が規定の基準に基づいて算出するものであり、企業またはプロジェクトの安全生産条件の改善に用いる資金を指し、原価（費用）に計上する。

安全生産費用については、企業は次の範囲で支出として使用することができる。

1. 購入建設、更新改造、検測検査、検定校正、運行維持、安全防護及び緊急危険回避施設、設備の支出（「建設プロジェクトの安全施設は必ず主体工事と同時に設計、施工し、並びに同時に生産と使用に投入しなければならない。」（以下「三同時」という）の規定に基づいて投入された安全施設、設備を含まない）；
2. 安全生産情報システム、ソフトウェアの購入、開発、普及応用、アップグレード及び運行維持する等のネットワーク安全のための技術支出；
3. 安全防護用品及び応急救援器材の配備、更新、維持、メンテナンスとの設備支出；
4. 企業の応急救援チームの編制（応急救援チームの編制に必要な応急救援物資の備蓄、人員の訓練などを含む）、安全生産宣伝教育訓練、従業員が事故につながる隠れた危険を発見し報告することに対する奨励支出；
5. 安全生産責任保険、運送人責任保険など安全生産に直接関連する法定保険支出；
6. 安全生産検査測定、価値評価（新築、改築、増築プロジェクトの安全評価を含まない）、審査、コンサルティング、標準化建設、応急预案制改正、応急訓練支出；
7. 安全生産に直接関連するその他の支出；

二、安全生産費用の税金処理

安全生産費用は税法上「実控除」の原則を採用し、実際に発生した支出の税前控除のみが許可される。歩留りによる税前控除は認められない。

安全生産費用の税務処理に関するよくある質問：

1. 安全生産費用の資金で安全生産専用設備を購入する場合、固定資産の一次税前控除政策を享受することができるかについて

例：企業が安全生産費用の資金をもって 2018 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの期間に 500 万以下の設備を新たに購入し、例えば、単価 450 万元のガス抽出設備 1 台を購入した場合、一度に税前控除することができるか。

回答：はい。財税 2018 年第 54 号と財政部税務総局公告 2021 年第 6 号の規定により、2018 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの期間に新たに購入した設備、器具で、単位価値が 500 万元を超えない

場合、一度に当期原価費用を計上することが可能であり、課税所得額を計算する際に控除し、年度別に減価償却を計算しないでもよい。

2. 安全生産費用資金をもって安全生産専用設備目録にある資産を購入する場合、投資額企業所得税控除の優遇税制を享受することができるか。

回答: 安全生産費用の資金は財政支出源ではないため、購入設備が安全生産専用設備目録の範囲内であるかぎり、投資額企業所得税控除の優遇税制を享受できる。

3. 安全生産費用資金で購入した資産は、研究開発活動に使用された場合、この部分の減価償却費はどのように加算控除されるのか。

回答: 資金の出所から言えば、安全生産用資金で購入した資産を研究開発に使用した場合には研究開発費の加算控除を受けることができないという規定が見られないため、この部分の減価償却に対して加算控除を受けることができることとする。

企業が研究開発活動に用いる器具、設備が税法の規定に符合する場合、加速減価償却優遇税制を選択するか否かにかかわらず、研究開発費用の税前加算控除政策を享受する場合、税前控除の減価償却部分について加算控除を計算することが可能である。すなわち、会計上いかに計算しても、税務処理時に税前控除できる減価償却部分に基づいて加算控除することができる。

4. 企業の安全生産費用の使用範囲が不明確である場合、どのように処理すればよいのか。

回答: 『管理弁法』の規定により企業の安全生産費用の財務処理と税收規定が一致しない場合、納税時に法により調整しなければならない。すなわち、『炭鉱企業の維持費とハイリスク業種企業の安全生産費用の企業所得税税前控除問題に関する公告』（国家税務総局告示[2011] 26 号）の規定に基づいて税務上と会計上の差異を調整することである。

三、結論

企業がどのように安全生産費用を使用するかについては、最新の『管理弁法』に基づき、規定された各業種の計上基準に従って抽出し、かつ監督管理部門に指摘されることのないよう、業種毎に規定された使用範囲に則り使用する必要がある。

『管理弁法』の実施状況について上海市、蘇州市高新区、常熟市等地区の安全生産監督管理局に問い合わせたところ、いずれもすでに当該『管理弁法』の改訂版を受理しており、企業にも配布・通知したとの回答があった。ただし、実施状況は地区毎に異なり、蘇州市高新区、常熟市では企業に安全生産費用の計上を要求している一方、その他の地域ではいまだ特に要求していない。安全生産に対する要求が高まるなか、今後も『管理弁法』の実施は強化される可能性がある。企業におかれては所属地区の『管理弁法』に関する要求に基づき、安全生産費用を計上されることが望まれる。

以 上

参考資料: 『企業の安全生産費用の抽出と使用管理弁法』財資〔2022〕 136 号